

京都市告示第405号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成25年1月15日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
石田内科リウマチ科クリニック	右京区太秦辻ヶ本町13	平成24年11月1日
長岡整形外科クリニック	右京区太秦安井馬塚町2-9	平成24年12月1日
医療法人みらい いばらき歯科クリニック	右京区太秦京ノ道町14-3 アトラスグラ ンドメゾン1F	平成24年11月1日
医療法人叡智会 堤歯科医院	右京区太秦森ヶ前町13番地12	平成24年11月1日
平塚薬局・桂	西京区桂野里町41番地49 エスト桂1階	平成24年12月1日
社会医療法人 岡本病院（財団）訪問看護ステーションふれあい	伏見区京町九丁目50番地	平成24年8月1日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）